

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………(総務局総務部文書課)…一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境局地球環境エネルギー部総量削減課)…二
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局少子社会対策部計画課)…二
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局健康安全部業務課)…三

告示

- 平成二十八年東京都告示第七百五十一号 (平成二十八年年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(総務局総務部総務課)…五
- 特定計量器定期検査の実施……………(生活文化局計量検定所検査課)…五
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)…五
- 市街地再開発組合の解散認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…五
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(同)…五
- 都営住宅の廃止……………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)…六
- 都営住宅の使用料の変更……………(同)…六
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)…九
- 都営改良住宅の使用料の変更……………(同)…二
- 都営住宅の駐車場の廃止……………(同)…三

○都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)…三

○平成二十八年東京都告示第七百五十八号 (平成二十八年年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(福祉保健局総務部職員課)…三

○食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録……………(福祉保健局健康安全部健康安全課)…三

○食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の登録変更……………(同)…三

○平成二十八年東京都告示第七百六十号 (平成二十八年年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(産業労働局総務部職員課)…三

○平成二十九年における火光利用さば漁業の許可又は起業認可の申請期間等……………(産業労働局農林水産部水産課)…三

○平成二十九年におけるあじ・さば棒受け網漁業の許可又は起業認可の申請期間等……………(同)…三

○平成二十八年東京都告示第七百六十二号 (平成二十八年年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(建設局総務部職員課)…三

○港湾施設の供用中止……………(港湾局港湾経営部経営課)…三

告示 (教)

○平成二十八年東京都教育委員会告示第二十号 (平成二十八年年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………三

規程 (水)

○東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程……………四

公 告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (二件)……………(主税局課税部課税指導課)…四

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…四

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…四

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)…五

規則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百五号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則（平成十一年東京都規則第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 文書課長は、前項の規定により課長代理に審査を行わせる起案文書のうち、定型的な事案として総務局長が指定したものの審査を、主管に係る文書主任に行わせることができる。

附則

1 この規則は、平成二十八年十月三日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に起案した起案文書の審査については、この規則による改正後の東京都文書管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の六第一号中「建物にあつては、当該建物のうち」を「建物と建物とが隣接する場合にあつては一の建物の」に、「当該建物に隣接する」を「他の」に、「場合に限る」を「ときに限り、建物と施設とが隣接する場合にあつては知事が別に定めるときを除く」に改め、同条第二号中「建物にあつては、当該建物のうち」を「建物と建物とが近接する場合にあつては一の建物の」に、「当該建物に近接する」を「他の」に、「場合に限る」を「ときに限り、建物と施設とが近接する場合にあつては知事が別に定める

ときを除く」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に行われた平成二十七年度の状態の変更に係る都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五号）第五条の十四第一項の規定による申請については、同日以後に当該申請があったものとみなして、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第三条の六の規定を適用する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百七号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第二十七条の二第一項及び第二項」を「第二十七条の二」に改め、同項第五号中「児童に」を「児童の」に、「加え、」を「行い、」に、「加える」を「行う」に改め、同項第七号中「必要な書類の閲覧又は」を「本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは」に改める。第十七条の四第一項中「児童に」を「児童の」に、「加え、」を「行い、」に、「加えさせた」を「行わせた」に改める。

別表第一中「第60条第1項」を「附則第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条並びに附則第82条第1項」に改める。

別記第二十九号の様式及び第二十九号の様式中「2箇月」を「2月」に、「加え」を「行ひ」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の児童福祉法施行細則別記第二十九号の五様式及び第二十九号の六様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号の二（片）
（第一）

「(2) 薬局開設者（法人にあつては、業務を行う役員のうち代表者の氏名）」

フリガナ	
開設者氏名	

を

「(2) 薬局開設者（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

フリガナ	
開設者氏名	※法人名称は「株式会社」等の表記を略さないこと。

に

同様式二片
（第一）中

営業日の営業時間内	電話番号	—	—
	フアクシムリ番号	—	—
営業時間外	電話番号	—	—
	フアクシムリ番号	□当該薬局	□当該薬局外

を

営業日の営業時間内	電話番号	—	—
	フアクシムリ番号	—	—
営業時間外	電話番号	—	—
	フアクシムリ番号	□当該薬局	□当該薬局外
(相談可能な曜日、時間帯等を記入)			
備考・注意事項			

に

「(6) 営業日及び営業時間」を「(6) 営業日及び開店時間」に「①営業日及び営業時間」を

「①営業日及び開店時間」に

営業時間1	開店時間1
営業時間2	開店時間2
営業時間3	開店時間3
営業時間4	開店時間4

に

「(1) 健康サポート薬局である旨の表示」

業 時間1	店 時間1
業 時間2	店 時間2
業 時間3	店 時間3
業 時間4	開 時間4

「(2) 相談に対する対応の可否」

「(1) 相談に対する対応の可否」

有 ・ 無

「(4) 障害者に対する配慮」

「(5) 車椅子の利用者に対する配慮」

「(6) 受動喫煙を防止するための措置」

「(4) 障害者に対する配慮」

「(5) 車椅子の利用者に対する配慮」

「(6) 受動喫煙を防止するための措置」

原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定の有無（精神通院医療）	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定の有無（育成医療・更生医療）	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
労働者災害補償保険法に基づく指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定の有無 有 ・ 無

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定の有無（精神通院医療）	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
同上（育成医療・更生医療）	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
労働者災害補償保険法に基づく指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
児童福祉法に基づく指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

「(1) 認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類及び人数」

種 類	人 数
<input type="checkbox"/> 研修認定薬剤師	人
<input type="checkbox"/> 漢方薬・生薬認定薬剤師	人
<input type="checkbox"/> 公認スポーツフアーマシスト	人
<input type="checkbox"/> 認定実務実習指導薬剤師	人
<input type="checkbox"/> DLM(医薬品ライフタイムマネジメント)認定薬剤師	人
<input type="checkbox"/> その他 ()	人

「(1) 認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体（公益社団法人薬剤師認定制度認証機構等）又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の認定名称、認定団体名及び人数」

認定名称	認定団体名	人数
	※公益社団法人薬剤師認定制度認証機構による認定の場合は「(OPC)」を付記	人
		人
		人

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則別記様式第三号の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第千六百五十七号

平成二十八年東京都告示第七百五十一号（平成二十八年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「7,080円」を「7,280円」に、「7,030円」を「7,230円」に改める。

附 則

この告示は平成二十八年十月一日から施行する。

●東京都告示第千六百五十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年九月三十日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 板橋区

二 検査対象 非自動車ばかりであって、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの（分銅及びおもりを含む。）

三 検査期日 平成二十八年十一月一日から同月三十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千六百五十九号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 商 号 麴町賃貸サービス株式会社
- 二 代表者氏名 代表取締役 太田 成一
- 三 主たる事務所の所在地 千代田区一番町十一番地一―四〇九
- 四 免許証番号 東京都知事(9)第四三六六二号
- 五 免許年月日 平成二十五年十二月二日

●東京都告示第千六百六十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき南池袋二丁目A地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第千六百六十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき六本木三丁目東地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 六本木三丁目東地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十四年三月二十三日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区 港区六本木三丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 港区六本木三丁目二番一号
平成二十四年三月二十三日
- 五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年九月三十日

●東京都告示第千六百六十二号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

名称

天沼アパート
(3号棟)

位置

杉並区天沼二丁目三十番

構造及び規模

中層耐火 二九・七平方メートル

戸数

一戸

●東京都告示第千六百六十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年十月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	明石町第2アパート(10号棟)	中央区明石町13	50.9	1	46,200	71,500
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	2	45,100	85,600
一般都営	中層耐火	青山北町アパート(18号棟)	港区北青山3-4	38.3	2	34,400	120,400
一般都営	中層耐火	青山北町アパート(23号棟)	港区北青山3-4	38.3	1	34,600	118,300
一般都営	中層耐火	青山北町アパート(24号棟)	港区北青山3-4	38.3	4	34,600	118,300
一般都営	中層耐火	青山北町アパート(20号棟)	港区北青山3-4	31.9	2	28,800	98,500
一般都営	中層耐火	青山北町アパート(21号棟)	港区北青山3-4	31.9	2	28,800	98,500
一般都営	中層耐火	青山北町アパート(19号棟)	港区北青山3-4	31.9	3	28,800	98,500
一般都営	中層耐火	青山北町アパート(22号棟)	港区北青山3-4	31.9	1	28,800	98,500
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	41,500	77,200
一般都営	高層耐火	戸山ハイムアパート(11号棟)	新宿区戸山2	40.3	1	35,200	72,600
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,500	46,300
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート(1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	1	36,400	58,200
一般都営	高層耐火	根岸五丁目アパート(11号棟)	台東区根岸5-18	34.3	1	27,300	40,800
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(3号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,900	45,600
一般都営	高層耐火	太平南アパート(1号棟)	墨田区太平4-2	42.9	1	30,700	45,700
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	2	29,800	50,700
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(5号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	44,000	65,900
一般都営	中層耐火	大島五丁目第2アパート(15号棟)	江東区大島5-17	55.9	1	47,800	68,000
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)	江東区亀戸7-67	42.2	1	34,700	47,100
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート(9号棟)	江東区辰巳1-2	38.4	1	30,400	46,700
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート(35号棟)	江東区東砂7-17	51.2	1	42,600	71,200
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(2号棟)	江東区南砂5-24	36.7	1	28,900	42,900
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(8号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400	41,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(9号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(11号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	48,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(13号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(14号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(17号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(20号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(21号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	48,500
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(22号棟)	江東区東砂2-13	34.4	1	27,300	44,800
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	44,400
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,900	48,000

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,900	45,100
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	34,000	52,700
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート(2号棟)	江東区南砂6-5	51.2	1	43,900	78,400
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート(13号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	47,100	68,200
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	70,500
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,500	68,000
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,400	43,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	2	52,300	92,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(49号棟)	品川区八潮5-10	59.5	1	52,400	95,000
一般都営	中層耐火	南六郷一丁目アパート(2号棟)	大田区南六郷1-22	39.0	1	30,800	45,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,100	35,700
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	28,900	38,300
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(1号棟)	大田区東糀谷6-9	42.2	1	33,700	47,600
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート(2号棟)	大田区西糀谷2-23	42.2	1	34,300	60,000
一般都営	中層耐火	上用賀六丁目アパート(1号棟)	世田谷区上用賀6-30	55.9	1	46,900	89,500
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(9号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,100	69,600
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	77,000
一般都営	中層耐火	方南一丁目アパート(1号棟)	杉並区方南1-38	42.3	1	32,100	57,400
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,900	54,300
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,200	50,200
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(4号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,700	71,700
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(2号棟)	北区浮間2-26	51.0	1	41,800	76,200
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(6号棟)	北区滝野川3-62	36.4	1	28,200	45,200
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(4号棟)	北区赤羽北3-10	51.2	1	41,500	72,900
一般都営	中層耐火	徳丸二丁目アパート(7号棟)	板橋区徳丸2-23	51.0	1	38,800	70,800
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,400	70,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(18号棟)	練馬区北町6-18	48.1	1	37,800	74,900
一般都営	中層耐火	豊玉仲町三丁目アパート(1号棟)	練馬区豊玉中3-5	39.0	1	29,100	59,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート(5号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,500	48,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(8号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,400	48,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(25号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(28号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(29号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,800	44,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(32号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,900	49,900

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	南田中アパート(38号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,900	50,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(43号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,900	50,900
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目アパート(1号棟)	練馬区関町北3-33	55.9	1	43,500	82,400
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート(4号棟)	練馬区春日町4-12	55.9	1	43,800	81,900
一般都営	中層耐火	真井一丁目第3アパート(2号棟)	練馬区真井1-45	55.9	1	44,100	84,300
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(22号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	2	47,400	94,300
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-2号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	101,500
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-5号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	2	49,300	101,500
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(4号棟)	足立区西竹の塚1-10	48.1	1	35,600	64,000
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート(1号棟)	足立区青井4-36	59.6	1	44,400	84,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(6号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,500	33,400
一般都営	中層耐火	宮城アパート(2号棟)	足立区宮城1-6	32.6	1	21,600	28,900
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(1号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(6号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,700
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(5号棟)	足立区竹の塚7-13	37.3	1	25,500	43,700
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(12号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	23,000	38,000
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(5号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,600	42,500
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(3号棟)	足立区谷在家3-22	37.7	1	25,600	38,400
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(7号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,500
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(10号棟)	足立区谷在家3-22	33.4	1	22,800	35,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(1号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(1号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,600	39,600
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,500	44,400
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(11号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,400	43,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(2号棟)	足立区花畑8-5	38.3	2	26,100	38,400
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(2号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	30,000	41,200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(11号棟)	足立区舎人6-10	42.3	1	29,800	39,900
一般都営	高層耐火	青井五丁目アパート(46号棟)	足立区青井5-12	55.9	1	41,500	76,600
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(4号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,200	67,100
一般都営	高層耐火	東保木間一丁目アパート(4号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	1	41,200	72,100
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区亀有2-75	51.2	2	37,700	65,400
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,400	58,200
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第8アパート(1号棟)	葛飾区亀有2-6	55.8	1	43,700	82,600
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	35,300	61,900

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	青戸七丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区青戸7-17	55.9	1	42,800	84,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	64,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	68,600
一般都営	中層耐火	青戸八丁目アパート(1号棟)	葛飾区青戸8-27	59.6	1	44,500	79,800
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(1号棟)	葛飾区南水元1-24	59.6	1	44,300	78,300
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(8号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,500	34,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	2	25,500	43,500
一般都営	高層耐火	平井三丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井3-5	51.2	1	40,400	67,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,400	77,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-3号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,300	42,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-4号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,300	42,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-2号棟)	八王子市南大沢3-4	60.7	2	35,200	70,500
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート(51号棟)	立川市富士見町6-51	50.9	1	28,300	57,600
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(4号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,600	88,000
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町五丁目アパート(23号棟)	武蔵野市吉祥寺北町5-6	51.0	1	38,100	73,400
一般都営	中層耐火	牟礼四丁目アパート(18号棟)	三鷹市牟礼4-1	42.3	1	30,900	62,800
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート(5号棟)	三鷹市上連雀6-10	55.9	1	41,900	86,900
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市上連雀9-31	55.9	1	41,000	77,800
一般都営	中層耐火	三鷹大沢四丁目アパート(25号棟)	三鷹市大沢4-20	55.9	1	40,700	73,800
一般都営	高層耐火	中原四丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市中原4-35	51.2	1	36,300	55,300
一般都営	高層耐火	府中美好町一丁目第2アパート(1号棟)	府中市美好町1-7	49.6	1	34,300	73,800
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8	45.1	1	25,200	54,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	1	32,000	77,800
一般都営	中層耐火	佐須町アパート(2号棟)	調布市佐須町4-1	62.1	1	39,300	91,900
一般都営	中層耐火	佐須町アパート(3号棟)	調布市佐須町4-1	62.1	1	39,300	91,900
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(6号棟)	調布市染地1-1	60.2	1	36,700	86,000
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(7号棟)	調布市染地3-3	55.9	1	32,600	74,300
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(2号棟)	町田市木曾西1-33	39.0	1	19,000	37,600
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(6号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	65,200
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(1号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	61,100
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	65,800
一般都営	中層耐火	忠生三丁目アパート	町田市忠生3-6	55.9	1	30,300	56,200
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(4号棟)	町田市忠生4-6	55.9	1	30,500	57,500
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(6号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	29,900	59,200

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	中層耐火	小金井本町二丁目アパート（8号棟）	小金井市本町2-15	39.0	1	20,500	53,600
一般都営	中層耐火	小金井本町二丁目アパート（11号棟）	小金井市本町2-15	39.0	1	20,800	54,300
一般都営	中層耐火	日野平山アパート（3号棟）	日野市平山4-20	37.3	1	16,800	33,100
一般都営	中層耐火	日野平山アパート（5号棟）	日野市平山4-20	33.4	1	15,100	29,600
一般都営	中層耐火	日野新井アパート（1号棟）	日野市新井842	35.7	1	15,900	31,400
一般都営	中層耐火	日野新井アパート（2号棟）	日野市新井842	33.4	1	14,900	29,400
一般都営	中層耐火	日野新井アパート（13号棟）	日野市新井842	35.7	1	15,900	31,400
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート（3号棟）	日野市三沢1130-2	41.7	1	19,800	39,600
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート（2号棟）	東村山市富士見町2-9	42.3	1	22,700	45,400
一般都営	中層耐火	青葉町三丁目アパート（1号棟）	東村山市青葉町3-1	55.9	1	31,500	57,700
一般都営	中層耐火	国立東三丁目第2アパート（2号棟）	国立市東3-3	42.3	1	24,800	62,200
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート（4号棟）	西東京市西原町4-10	60.2	1	36,800	79,100
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート（2号棟）	西東京市芝久保町3-3	61.3	1	37,800	81,800
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート（46号棟）	西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,100	73,300
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート（2号棟）	西東京市柳沢2-15	62.1	1	38,600	85,700
一般都営	中層耐火	東野川二丁目アパート（1号棟）	狛江市東野川2-17	62.1	1	39,800	91,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート（7号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート（43号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	47,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート（3号棟）	清瀬市竹丘1-8	42.4	1	23,100	47,000
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目アパート（21号棟）	清瀬市元町2-25	60.5	1	35,800	74,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（3-4-4号棟）	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（4-1-2号棟）	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地（4-4-4号棟）	多摩市落合4-4	51.1	1	25,900	39,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地（6-1-2号棟）	多摩市豊ヶ丘6-1	42.3	1	21,500	32,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（2-4-3号棟）	多摩市貝取2-4	55.9	1	30,100	54,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（3-2-3号棟）	多摩市貝取3-2	60.9	1	33,200	61,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（3-2-4号棟）	多摩市貝取3-2	60.9	1	33,200	61,200

●東京都告示第千六百六十四号
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
 三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づ
 き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
 同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

練馬北町二丁目第4アパート (2号棟)	練馬区北町二丁目十一番	高層耐火	三四・六平方メートル	四二戸	三〇、九〇〇円	六九、一〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	一八戸	三六、一〇〇円	八〇、七〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	六戸	四二、八〇〇円	九五、七〇〇円
練馬北町二丁目第4アパート (3号棟)	練馬区北町二丁目十番	中層耐火	三四・六平方メートル	一〇戸	三〇、九〇〇円	六九、六〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	同右	三六、一〇〇円	八一、二〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	五戸	四二、八〇〇円	九六、四〇〇円
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	同右	五一、一〇〇円	一一五、〇〇〇円
長房東アパート (東3号棟)	八王子市長房町三百四十一番	同右	三四・六平方メートル	二七戸	二六、八〇〇円	五七、六〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	三七戸	三一、四〇〇円	六七、二〇〇円
同右	同右	同右	四七・四平方メートル	四戸	三六、八〇〇円	七八、九〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	五戸	三七、一〇〇円	七九、六〇〇円
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	四戸	四四、三〇〇円	九五、〇〇〇円
長房東アパート (東4号棟)	同右	高層耐火	三四・六平方メートル	二四戸	二六、八〇〇円	五七、八〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	同右	三一、四〇〇円	六七、五〇〇円
同右	同右	同右	四七・四平方メートル	八戸	三六、八〇〇円	七九、二〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	同右	三七、一〇〇円	七九、九〇〇円
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	同右	四四、三〇〇円	九五、四〇〇円
長房東アパート (東5号棟)	八王子市長房町五百七十三番	同右	三四・六平方メートル	三〇戸	二六、八〇〇円	五七、七〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	四二戸	三一、四〇〇円	六七、三〇〇円
同右	同右	同右	四七・四平方メートル	一二戸	三六、八〇〇円	七九、〇〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	六戸	三七、一〇〇円	七九、八〇〇円

同右

同右

●東京都告示第千六百六十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三
条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
営改良住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年十
月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定によ
り告示する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

同右

五七・一平方メートル

同右

四四、三〇〇円

九五、二〇〇円

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	40.6	1	28,800
改良	高層耐火	白鬮東アパート(18号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,800
改良	中層耐火	豊洲四丁目アパート(12号棟)	江東区豊洲4-5	36.4	1	29,100
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(3号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,500
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(10号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(10号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート(10号棟)	渋谷区笹塚2-37	36.2	1	30,500
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(55号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-55	36.6	1	31,500
改良	中層耐火	西巢鴨二丁目アパート(25-1号棟)	豊島区西巢鴨2-25	42.3	1	35,100
改良	中層耐火	第4板橋富士見町アパート(17号棟)	板橋区富士見町24-17	48.1	1	37,600
改良	中層耐火	平井一丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井3-4	32.6	1	23,800

●東京都告示第千六百六十六号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条の規定において準用する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位 置 区画数

下連雀アパート駐車場 三鷹市下連雀七丁目 二〇区画
二番

●東京都告示第千六百六十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位 置 区画数

長房東アパート駐車場 八王子市長房町三百一四八区画
四十一番地ほか

●東京都告示第千六百六十八号

平成二十八年東京都告示第七百五十八号(平成二十八年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

「7,030円」を「7,230円」に、「115,400円」を「119,000円」を

「三」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

●東京都告示第千六百六十九号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成三年政令第五十二号)第八条の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者登録講習会として次のように登録した。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

- 講習会の実施者の名称及び所在地
公益社団法人日本食品衛生協会
渋谷区神宮前二丁目六番一号
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会
台東区下谷二丁目一番十号
一般社団法人日本食鳥協会
千代田区岩本町二丁目九番七号 RECビル七階
- 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地
平成二十九年二月六日(月曜日) から同月八日(水曜日)まで
食品衛生センター 五階講堂
渋谷区神宮前二丁目六番一号
- 受講料
四万円

●東京都告示第千六百七十号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四十八条第六項第三号の規定により登録した登録養成施設から、

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「施行令」という。）第十六条（施行令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の届出があつたので、施行令第二十号第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名称	変更前	変更後	変更年月日
杏林大学 保健学部 臨床検査 技術学科 食品衛生 コース	八王子市宮 下町四百七 十六番地	三鷹市下連 雀五丁目四 番一号	平成二十八 年四月一日
杏林大学 保健学部 健康福祉 学科食品 衛生コー ス	同右	同右	同右

●東京都告示第千六百七十一号

平成二十八年東京都告示第七百六十号（平成二十八年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「89,400円」を「92,200円」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

●東京都告示第千六百七十二号

東京都漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第百六十号）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十九年における火光利用さば漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成二十八年十月三日から同月十七日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
四十隻

●東京都告示第千六百七十三号

東京都漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第百六十号）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十九年におけるあじ・さば棒受け網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成二十八年十月三日から同月十七日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
六十五隻

●東京都告示第千六百七十四号

平成二十八年東京都告示第七百六十二号（平成二十八年非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「7030円」を「7230円」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

●東京都告示第千六百七十五号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種類	名称	規模	所在地	中止年月日
岸壁	フェリ	延長一九五メ	江東区有	平成二十八年十
	いふ頭	1トル水深A	明四丁目	月一日
岸壁	P.(-)八・五	十五番四		
四)	（第	メートル		

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第四十五号

平成二十八年東京都教育委員会告示第二十号（平成二十八年非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように

改正する。

平成二十八年九月三十日

東京都教育委員会

7,200円

7,500円

を に改める。

附則

この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第二十五号

東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

東京都水道局長 醍 勇 司

東京都水道局固定資産規程の一部を改正する

規程

東京都水道局固定資産規程(昭和三十九年東京都水道局管理規程第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第五十三条の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附則

この規程は、平成二十八年十月三日から施行する。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

ついて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四

四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第三百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
名称 氏名 事業所の所在地

株式会社 大谷 修 品川区南大井六丁 平成二十八年
目十二番十三号 七月一日
宇佐美コ
マース

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

ついて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四
四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都
条例第五十六号)第三百三条の六第二項の規定により、特約
業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
名称 氏名 事業所の所在地

株式会社 渡辺 益巳 三鷹市下連雀一丁 平成二十八年
目十番十号 六月三十日
山岸屋

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

平成二十八年九月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の
含まれる地域の名称 住所及び氏名

福生市大字福生字武蔵野二千 立川市泉町九百三十五―二
百三十一番一の一部 十八

大和ハウス工業株式会社
支配人 八友 明彦

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店
舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定に
より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供
する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、平成二十八年九月三十日から四月以内に東京都産
業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 府中駅南口第一地区

二 店舗所在地 府中市宮町一丁目百番

<p>三 設置者名 府中駅南口第一地区市街地再開発組合</p>	<p>四 設置者住所 府中市寿町一丁目五番地の一</p>	<p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定</p>	<p>六 新設をする日 平成二十九年七月一日</p>	<p>七 店舗面積の合計 六千九十三平方メートル</p>	<p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 百七十四台</p>	<p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 三百五十台</p>	<p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 三百二平方メートル</p>	<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 六十八・八二立方メートル</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業ほか</p>	<p>十三 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時から午後十一時まで</p>	<p>十四 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三か所 店舗南側ほか</p>	<p>十五 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間</p>	<p>十六 届出日 平成二十八年九月六日</p>	<p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十八 縦覧期間 平成二十八年九月三十日から平成</p>	
<p>二十九一年一月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年九月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十八年九月三十日</p>																
<p>称 変更前の小売業者の代表者名 リチャード・L・ギルフォイル</p>	<p>六 変更後の小売業者の代表者名 中里 豊</p>	<p>七 変更日 平成二十八年四月二十一日ほか</p>	<p>八 届出日 平成二十八年八月十九日</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十 縦覧期間 平成二十八年九月三十日から平成二十九年一月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 コープとうきょう小川西町店</p>	<p>二 店舗所在地 小平市小川西町一丁目二番二号外有限会社小山商店</p>	<p>三 設置者名 小平市小川町一丁目九百十番地生活協同組合コープとうきょう</p>	<p>四 設置者住所 生活協同組合コープみらい</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 生活協同組合コープとうきょう</p>	<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 生活協同組合コープみらい</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 生活協同組合コープとうきょう</p>	<p>八 変更前の小売業者の住所 練馬区石神井町四丁目一番三号</p>	<p>九 変更後の小売業者 埼玉県さいたま市南区根岸一丁目</p>

の住所 五番五号

十 変更前の小売業者
の代表者名 山下 俊史

十一 変更後の小売業
者の代表者名 新井 ちとせ

十二 変更日 平成二十五年三月二十一日

十三 届出日 平成二十八年八月二十四日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十五 縦覧期間 平成二十八年九月三十日から平成
二十九年一月三十日まで。ただし、
東京都の休日に関する条例(平成
元年東京都条例第十号)に定める
休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価 本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

